

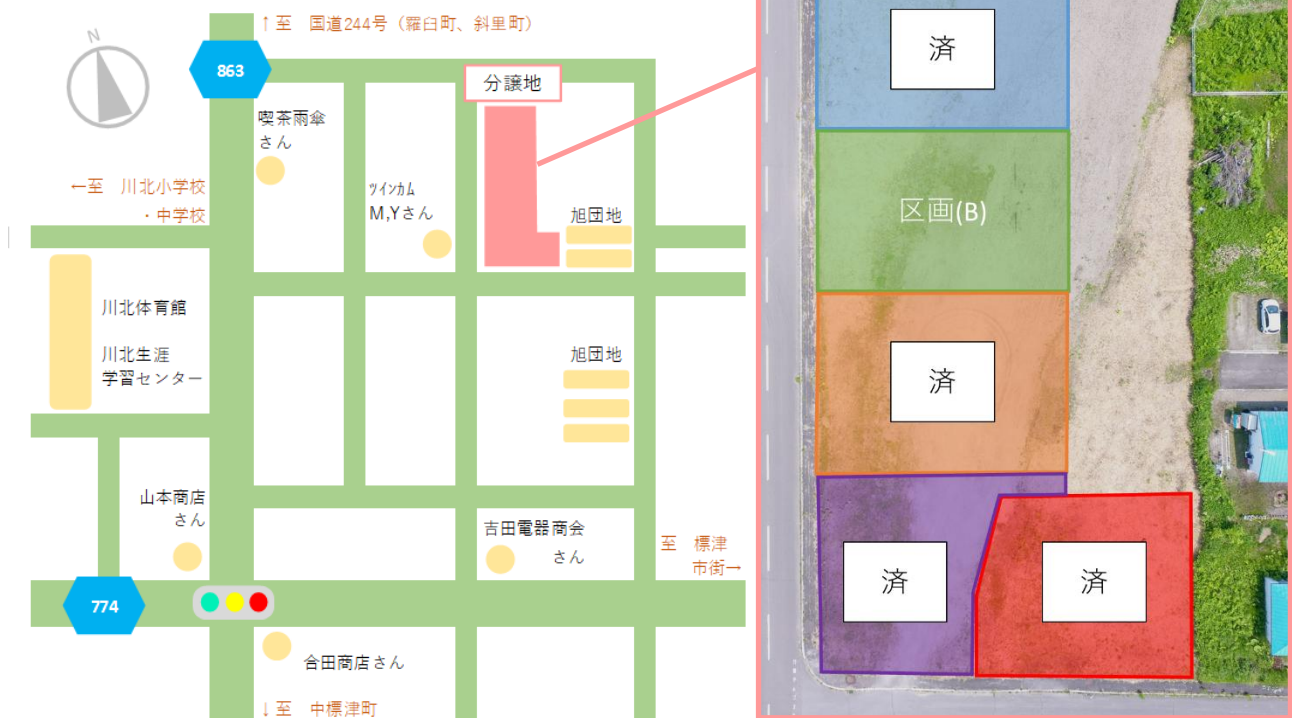
川北市街町有地を宅地分譲します

町の移住・定住対策の一環として、次のとおり川北市街の町有地を宅地として分譲します。分譲地の位置や分譲の条件などは以下のとおりとなっておりますので、分譲を希望される方は下記までお申し込み・お問い合わせください。

また、町内外のお知り合いで住宅建築を検討されている方がいらっしゃいましたら、ぜひこの宅地分譲の情報をお伝えください。

1.分譲地の位置・面積・価格

現在、区画(B)のみの募集となっております。



また、各区画の面積や分譲価格は、次のとおりです。

位 置	面 積	分譲価格	備 考
区画 (B)	510.38 m ² (154.3 坪)	1,633,200 円	

2.分譲や住宅建築に関する条件など

今回、以下に当てはまる方を対象に、分譲申し込みを受け付けます。現在町外にお住まいの方も申し込み可能です。ただし、分譲を行うのは 1 世帯につき 1 区画までとします。

- (1) 標津町内に、ご本人もしくは同じ世帯の方が所有する住宅または住宅建築可能な土地をお持ちでない方（お子さんなど、世帯の一部が独立する場合があります。）
- (2) 土地の売買契約を交わしてから 30 日以内に、土地代金の一括払いが可能な方
- (3) 土地の売買契約を交わしてから 2 年以内に、住宅を建築し居住可能な方
- (4) 町税等に滞納がなく、反社会的勢力などに属していない方

また、住宅の建築などにあたっては以下の条件を設けておりますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 分譲地を住宅建築以外の用途に使用しないこと。
- (2) 土地を引き渡した日から 5 年間は、その土地及び土地に建築した住宅を他者へ譲渡・賃貸借・権利移転などを行わないこと。（特別な事情がある場合を除きます。）
- (3) 近隣に迷惑を及ぼすおそれのある施設などの設置を行わないこと。
- (4) 建築する住宅は 2 階建て以下とし、隣地との筆界から 1.5m 以上、道路敷地との筆界から 2.0m 以上後退距離を取ること。（物置などを除く）

※ 条件に違反した場合、契約解除や違約金の規定がありますので、ご注意ください。

3.申込方法・注意点など

- (1) 役場財政課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、提出してください。
- (2) 提出方法は役場財政課窓口への持参とします。（委任状を提出いただくことにより、代理の方による手続きも可能です。）
- (3) 原則として、申込書を提出いただいた順に審査を行い、譲渡を決定します。
- (4) 土地の引き渡し（所有権の移転）は、住宅建築に着手した後に行います。移転登記は役場財政課担当職員が行いますが、登記にかかる登録免許税などの経費は購入者の負担となります。
- (5) 各種様式やより詳細な注意事項などは、町ホームページや標津町定住サポートセンター「空き家・空き地バンク」にも掲載しておりますので、ご覧ください。

標津町
ホームページ



空き家・空き
地バンク

